

岩手県告示第829号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第71条第1項の規定により、三陸地区五葉山猟区管理規程の変更を認可した。

なお、当該変更の内容は、次のとおりである。

平成22年10月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 入猟承認料

(変更前) シカ猟にあつては1人1日につき1万円、キジ及びヤマドリ猟にあつては1人1日につき5千円、その他の鳥獣猟にあつては1人1日につき2千円

(変更後) シカ猟にあつては1人1日につき1万円（シカ猟に複数日入猟する場合であつて、2日目以降猟区管理者が指定する区域で狩猟を行う場合、2日目以降の入猟承認料は1人1日につき5千円）、キジ及びヤマドリ猟にあつては1人1日につき5千円、その他の鳥獣猟にあつては1人1日につき2千円

2 変更認可の年月日 平成22年10月22日